千葉県福祉人材確保・定着推進方針
（改訂版）

平成２９年１１月

千　　葉　　県

目　　次

第１章　方針策定の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
　１　策定の背景
　２　策定の趣旨
　３　方針の位置づけ
　４　目　標
　５　期　間

第２章　現　状
　１　高齢化と要介護者の増大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
　２　介護職員等の離職率と給与水準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
　３　介護関連職種の有効求人倍率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

第３章　これまでの取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
　１　取組みの経緯
　２　目標の達成状況

第４章　課　題
　１　これまでの取組みを通じて把握された課題・・・・・・・・・・・・・・・・　６
　２　今後の検討課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

第５章　推進方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
　１　人材の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
　２　就労支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
　３　人材の定着・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
　４　高齢者の参画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
　５　事業者の経営努力・処遇改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０

第６章　推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
　１　千葉県福祉人材確保・定着対策本部・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
　２　千葉県福祉人材確保・定着推進協議会・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
　３　事業評価会議（仮称）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
　４　課題別ワーキンググループ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
　５　千葉県福祉人材確保・定着地域推進協議会・・・・・・・・・・・・・・・２４

第１章　方針策定の考え方

１　策定の背景

急速な少子･高齢化の進展等により､一層の福祉･介護ニーズの増大が見込まれる中で、千葉県では、施設整備や在宅サービス等の充実に取り組んでいますが、介護保険や障害福祉サービス等を担う施設・事業所では、必要な職員の確保・定着が厳しい状況にあり、福祉人材の確保が喫緊の課題となっています。

また､これまで福祉人材確保･定着対策については､国の経済対策により創設された「障害者自立支援対策及び福祉・介護人材確保対策臨時特例基金」等を活用して事業を展開してきましたが、平成２７年度からは、消費税増収分を活用した新たな財政支援制度「地域医療介護総合確保基金」が創設され、地域の実情に応じた介護従事者確保対策を支援しています。

２　策定の趣旨

この喫緊の課題に対して、県では、平成２０年９月に「千葉県福祉人材確保・定着対策本部」を設置し、総合的な対策に取り組んできたところですが、一定の方向性の中で事業を推進することが重要であることから、県としての施策の基本的な方向性を示す「千葉県福祉人材確保・定着推進方針」を策定するものです。

３　方針の位置づけ

この方針は、福祉人材の確保・定着に係る施策を進める上での総合的な指針となるものです。この方針により、県、福祉関係団体、教育機関及び事業者等が連携・協働して、全県的に事業の推進に取り組み、福祉人材の確保・定着を図ろうとするものです。

４　目　標

質の高い福祉人材の確保・定着を図るため、以下を目標として取組みます。

（１）必要な福祉人材を将来にわたって安定的に確保する。

（２）離職率を全産業と同レベルにする。

５　期　間

一定の方針のもと、中期的な展望にたって事業を継続的に進めるため、平成２６年度から３０年度までの５年間を期間とします。

なお、事業の進捗状況等を踏まえ、３年を目途に方針の中間見直しを行います。

第２章　現　状

１　高齢化と要介護者の増大

本県の高齢化率は、年々増加しており、それに比例して要介護認定者も増加していくものと推計され、それに伴い必要介護職員数も増加するものと見込まれます。

表１　将来人口推計（千葉県）　（千人）

	平成27年	平成32年	平成37年	備　考
総人口	6,192	6,122	5,987	
高齢者人口	1,622	1,764	1,798	65歳以上
生産人口	3,803	3,646	3,541	15歳～64歳

※社会保障・人口問題研究所　平成25年3月時の将来推計人口

表２　要介護（要支援）認定者の将来推計及び高齢者介護職員の必要数（千葉県）（千人）

	平成27年	平成32年	平成37年
要介護認定者	239	318	380
介護職員	84	97	115

※要介護認定者：千葉県高齢者保健福祉計画（平成27年3月）

※介護職員：２０２５年に向けた介護人材にかかる需給推計について（平成27年6月　厚生労働省）

２　介護職員等の離職率と給与水準

本県の介護職員等の離職率は、１７．８％となっており、全産業に比べると、５．８ポイント高くなっています。

表３　介護分野における入職率・離職率　（%）

	入職率	離職率
介護職員等（千葉県）	23.7	17.8
介護職員等（全国）	19.4	16.7
全産業（全国）	13.4	12.0

※介護職員等：介護労働実態調査（平成28年）

※全産業：雇用動向調査（平成28年）

また、福祉・介護従事者の給与水準は、全産業の平均に比べ低くなっています。

表４　福祉・介護従事者の賃金（賞与除く）の状況〔全国〕　　（万円）

	男女計			女性			男性		
	年額	月額	平均年齢	年額	月額	平均年齢	年額	月額	平均年齢
ホームヘルパー	255	21	46.6	252	21	48.3	267	22	40.1
介護施設職員	258	21	40.5	250	20	42.0	271	22	37.8
保育士（保母・保父）	258	22	36.0	257	21	36.3	284	23	31.3
全産業	364	30	42.2	293	24	40.7	402	33	43.0

※平成 28 年賃金構造基本統計調査

３　介護関連職種等の有効求人倍率

介護関連職種の有効求人倍率は３．５１倍、保育士の有効求人倍率は２．１７倍と、全職種の有効求人倍率に比較すると依然として高い水準にあります。

表５　有効求人倍率の状況（全国）

職　　種	倍　　率
介護関連職種（含パート）	３．５１
保育士（含パート）	２．１７
全　職　種（含パート）	１．５２

※職業安定業務統計（平成29年7月）

第３章　これまでの取組み

１　取組み経緯

県では、平成２０年９月、総合的な人材の確保・定着対策を推進するため千葉県福祉人材確保・定着対策本部を設置し、同本部において、２１年５月、新規就労者１万人、離職率１６％を目標とする２１年度から３か年の事業実施方針を策定しました。

以後、国の経済対策により創設された「障害者自立支援対策及び福祉・介護人材確保対策臨時特例基金」等を活用して事業を実施しています。

表６　取組の経緯

平成２０年８月	県内福祉関係１２団体より県の福祉人材確保に関する緊急提言
平成２０年９月	千葉県福祉人材確保・定着対策本部を設置
平成２１年５月	２１～２３年度の事業実施方針「福祉人材の確保・定着に向けて」を策定 【目　標】新規就労者１万人　離職率２５%⇒１６%
２１～２３年度	国の経済対策により創設された「障害者自立支援対策及び福祉・介護人材確保対策臨時特例基金」を活用して事業を実施 （事業費）　２１年度　３１，２７９千円 ２２年度　９５，８０５千円 ２３年度　１２０，６２５千円
２４年度	同基金が１年延長となり引き続き事業を実施 （事業費）　５７，０６３千円
２５年度	同基金に代わり、「緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充支援事業分）」を活用して事業を実施 （事業予算）　１７１，６０９千円
２６年３月	「千葉県福祉人材確保・定着推進方針」を策定
２６年度	（事業費）　２６年度　１８５，５２５千円
２７年度	消費税増収分を活用して創設された「地域医療介護総合確保基金」を活用して事業を実施 （事業費）　８３，０４３千円
２８年度	（事業費）　７９，１９６千円
○基金事業費総額：８２４，１４５千円（平成２１～２８年度）	

２　目標の達成状況

県内の介護職の就労者数は、２０２５年に向けた介護人材にかかる需給推計について（平成27年6月　厚生労働省）によれば、平成２９年の需要見込みは８４，０５２人に対し、供給見込みは８１，６９６人となっています。

また、本県の介護職の離職率は、平成２８年で１７．８％（介護労働実態調査）となっており、方針策定直近時（平成１９年）の２４．７%に比較すると改善がみられますが、全国の全産業の平成２８年の離職率１２．０％（雇用動向調査）と比較すると依然として高い状況となっています。

第４章　課　題

１　これまでの取組みを通じて把握された課題

（１）福祉人材不足への対応

福祉関係については、求人数に比べ求職者が少なく、福祉人材が不足している状況が続いており、一層の人材確保が必要となっています。

※有効求人倍率（全国）：介護関連職種 3.51　保育士 2.17　全職種 1.52
（職業安定業務統計 H29 年 7 月）

※県内の介護福祉士養成校の入学者数　平成 26 年度　451 名　平成 29 年度 227 名

（２）処遇の改善

給与水準が低く人材が定着しないとの声が多く、給与関係をはじめとする処遇の改善が重要であり、引続き国への要望が必要です。また、介護職員等のスキルアップを図るための研修を充実することも重要です。

※給与水準状況（28 年）　ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰ：21 万円　介護施設職員：　22 万円　保育士：22 万円
全産業：30 万円　（平成 28 年賃金構造基本統計調査）

（３）介護等の職場のイメージアップ

一般の方や介護分野への就職希望者等が介護等の職場に対するマイナスイメージが強いと関係団体から指摘があり、介護等の仕事のやりがいや魅力について理解を促進することが必要です。

（４）福祉・介護人材確保対策事業の周知

事業の実施数が、見込より下回っている状況であり、推進体制の強化を図るなど事業の周知をより徹底することが必要です。

※福祉・介護人材確保対策事業（28 年度）：想定事業数 300⇒実績数 132

（５）即効性のある事業及び将来の土壌づくりとなる事業の推進

合同面接会や就業促進事業などを即効性のある事業の充実を図るとともに、学生等を対象とした将来に向けた土壌づくりとなる人材育成や福祉教育などの充実も必要であり、両者のバランスをとることが必要です。

２　今後の検討課題

（１）高齢化への対応

急速な高齢化に伴い特別養護老人ホーム等の施設の増加が見込まれる中、福祉人材の不足が懸念され、より一層の人材確保が必要となっています。

（２）制度改革への対応

介護福祉士受験のための実務者研修の義務付けや介護職員初任者研修制度への変更など、国の人材確保等の施策に合わせた人材育成が必要です。

（３）地域医療介護総合確保基金の活用

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、消費税増収分を活用した新たな財政支援制度として創設されたものであり、平成２７年度から介護分野が対象となりました。そのため本基金を活用し、地域の実情に応じた介護従事者確保対策が必要です。

（４）景気動向への対応

景気の動向によっては、他業種への人材流出による離職率の増加が予想されるため、対応策を講ずることが必要です。

（５）待機児童の解消に向けた対応

子育て世帯の増加や女性の社会進出等により、保育所等の待機児童は都市部を中心に依然として多い状況であり、保育の受け皿整備とともに保育士の確保が必要となっています。

※県内保育所等（保育所・認定こども園・地域型保育事業）施設数　1,297施設
（平成29年4月1日現在）

第５章　推進方針

以上の課題を踏まえ、目標の実現に向けて、次のとおり５つの区分の中で１２の方針を策定します。

１　人材の育成

（１）一般の方や学生などに介護等に対する仕事のやりがいや魅力について　理解を促進する

≪課題への対応≫

課題１－（３）「介護等の職場のイメージアップ」を踏まえ、イメージアップを促進し、介護職のやりがいや魅力について理解促進を図ります。

≪対応する取組≫　（※括弧内は主な担当課等を示したものです。以下同じ）

〇福祉人材の確保に向けた広報・啓発　（健康福祉指導課）

福祉人材センター等において、ポスターや各種啓発用パンフレットの作成・配布等福祉人材確保に向けた広報・啓発を行います。

〇福祉・介護人材就業促進事業　（健康福祉指導課）

小学生から大学生や主婦等一般の方を対象に、福祉・介護等の仕事の魅力を伝えるため介護体験やセミナー等を実施する事業者等を支援します。

〇福祉人材確保・定着フォーラムの開催　（健康福祉指導課）

福祉介護の現場から学生や県民に向けて仕事のやりがいや魅力等を伝えるために福祉人材確保・定着フォーラムを開催します。

（２）地域の助け合い意識の啓発や、福祉の心を育てる福祉教育を推進する

≪課題への対応≫

課題１－（５）「将来の土壌づくりとなる事業の推進」を踏まえ、福祉教育等の充実を図り、人材の育成・確保に努めます。

≪対応する取組≫

○福祉教育推進校の指定　（健康福祉指導課）

学校や地域を通じて体系的・継続的に福祉教育を推進するために、引き続き福祉教育推進校の指定を行います。

○県立高校に福祉教育拠点校を設置　（県立学校改革推進課）

松戸向陽高校を福祉教育の拠点校とし、県内福祉関係コース等の設置校とのネットワークを構築し、福祉に関する知識や技術の習得等の集積などにより、福祉教育のレベルアップを図ります。

○県立高校に福祉関係のコース等を設置　（県立学校改革推進課）

地域や時代のニーズ、地域バランス等を踏まえ、生徒の地元への就職や地域の活性化等を考慮し、福祉関係のコース等を設置します。

（３）介護福祉士や介護職員初任者研修等の資格取得への支援を充実させる

≪課題への対応≫

課題２－（２）「制度改革への対応」を踏まえ、介護関係資格の取得支援制度等を充実させ、人材の育成を図ります。

≪対応する取組≫

〇介護福祉士試験の実務者研修や介護職員初任者研修　（健康福祉指導課）

介護福祉士試験の受験要件となる実務者研修や介護職員初任者研修など介護職員等の資格取得の研修経費などに、助成します。

〇喀痰吸引等登録研修機関の整備　（健康福祉指導課）

介護職員等によるたんの吸引や経管栄養といった行為（喀痰吸引等）を実施する研修機関として、登録を受ける際に必要な喀痰吸引装置などの器具整備に対し、助成します。

〇介護福祉士等修学資金貸付事業　（健康福祉指導課）

若い人材の福祉・介護分野への就業を促進するために入学準備金や学費などの修学資金や離職した介護職員の再就業に関する準備金を貸し付けます。

〇保育士修学資金等貸付事業(子育て支援課)

保育士の資格取得を目指す学生への修学資金や保育所等への保育補助者の雇上げ費用、また潜在保育士への就職準備金や未就学児の保育料等の貸付を行います。

〇外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業　（健康福祉指導課）

経済連携協定に基づき外国人介護福祉士候補者を受け入れている施設が行う日本語教育等の経費について支援を行います。

〇受刑者の資格取得の支援　（健康福祉指導課）

受刑者に対し介護職員初任者研修等の研修を行うことにより資格を取得させ、出所後の福祉・介護分野への就労促進を図ります。

２　就労支援

（１）事業者と求職者のマッチング支援の強化を図る

≪課題への対応≫

課題１－（１）「福祉人材不足への対応」１－（５）「即効性のある事業」を踏まえ、合同面接会の開催など就労支援、マッチング支援の強化を図ります。

≪対応する取組≫

○福祉・介護人材マッチング機能強化事業　（健康福祉指導課）

地域ごとに合同面接会等を実施する事業者等を支援します。また、福祉人材センターにキャリア支援専門員等を配置し、就職相談や就職説明会等を行います。

○福祉のしごと就職フェア等の開催　（健康福祉指導課）

福祉施設・事業所等に就職を希望する学生や福祉に関心のある方を対象に面談等を行う福祉のしごと就職フェア等を開催します。

○福祉のしごとセミナー等の講習会の開催　（健康福祉指導課）

福祉施設に就職を希望する方を対象に資質向上と就労意欲の向上等を目的とした福祉のしごとセミナーや就職ガイダンスなどを実施します。

○福祉人材バンク事業（福祉人材無料職業紹介事業）　（健康福祉指導課）

福祉人材センターにおいて、求職者に対する相談・紹介、求人からのリクエストに対する連絡調整等を行う福祉人材無料職業紹介事業を実施します。

○保育士・保育所支援センターの設置（子育て支援課）

保育士・保育所支援センターを設置し、保育士再就職支援コーディネーターを配置して、募集採用状況の把握や就職先の紹介斡旋、相談等を実施します。

〇保育士人材確保研修等事業　（子育て支援課）

保育士養成施設の学生等に対する就職説明会、潜在保育士に対する就職相談や再就職支援研修等を実施します。

〇介護就職デイの実施　（千葉労働局、公共職業安定所）

介護分野の就職説明会や就職に関するセミナーなどを行う「介護就職デイ」の活用を図ります。

〇ハローワーク求人情報のオンライン提供の実施

（千葉労働局、公共職業安定所）

ハローワークが保有する求人情報を、民間職業紹介事業者、職業紹介事業を行う地方自治体や学校などを対象に、オンラインで提供するサービスを開始し、求人・求職のマッチング機能の強化を図ります。

（２）潜在的有資格者等の就労を促進する

≪課題への対応≫

課題１－（１）「福祉人材不足への対応」を踏まえ、潜在的有資格者の状況を把握し、再就職に向けた研修を実施するなど人材の確保を図ります。

≪対応する取組≫

〇潜在的有資格者等再就業促進事業　（健康福祉指導課）

介護福祉士等の福祉・介護への再就職が進むよう介護サービスの知識や技術等を再確認するための研修を実施する事業者等を支援します。

〇福祉人材センターによる介護人材の復職支援の強化　（健康福祉指導課）

福祉人材センターによる介護人材の復職支援を強化するため、離職者情報の把握や効果的な復職支援を行うための届出システムを構築し、その支援をしていきます。

〇潜在的有資格者等への就労動向調査　（健康福祉指導課）

潜在的有資格者等の現況等を把握するとともに研修会等の情報提供を行うため就労動向調査を実施します。

（３）離職者等に対する就労機会の確保に努める

≪課題への対応≫

課題１－（１）「福祉人材不足への対応」を踏まえ、離職者訓練や労働関係機関の活用などを通じて、幅広く介護人材の確保を図ります。

≪対応する取組≫

〇介護事業所内保育施設運営支援事業　（健康福祉指導課）

介護事業所内における保育施設の運営（複数の介護事業所による共同実施を含む）のための経費を助成する市町村を支援します。

〇職場体験事業　（健康福祉指導課）

他分野からの離職者等が福祉・介護の仕事の魅力と実際の現場を知るために、職場体験を行う機会を提供し、就労への意欲を喚起させます。

〇離職者等再就職訓練事業の活用　（産業人材課）

離職者等を対象とした再就職に必要な知識・技術を習得させる公共職業訓練を活用し、介護職員初任者研修コースを実施するなど福祉人材の育成を図ります。

〇生活困窮者への就労支援　（健康福祉指導課）

福祉事務所等と連携し、生活保護受給者などの生活困窮者に対する就労支援において、福祉・介護分野への職業紹介を行うなど福祉人材の確保を図ります。

〇千葉県ジョブサポートセンター事業　（雇用労働課）

千葉県ジョブサポートセンターでハローワークが行う職業相談や職業紹介と一体的に生活就労相談支援（個別相談、職業訓練等の情報提供等）と再就職及び定着支援事業（セミナー、求職者と企業の交流会等）を行います。

〇ジョブカフェちば事業　（雇用労働課）

ジョブカフェちばでは、中小企業の人材確保と若者の就労支援の中心的拠点として、カウンセリングから就職活動スキルの学習、企業との交流、職業紹介に至る総合的な就労支援サービスを一貫して提供します。

〇地域若者サポートステーション事業　（雇用労働課）

ちば地域若者サポートステーションでは、働くことに悩みを抱えている若者に対し、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるスキルアップ、協力企業での職場体験などにより、就労に向けた支援を行います。

〇介護人材づくり促進事業　（健康福祉指導課）

介護関係の資格を有しない離職者等を社会福祉施設等に一定期間派遣することにより就業機会を確保するとともに、期間中に資格取得のための研修を受講させることにより、派遣先での継続雇用を図るなど介護職員としての就労を促進します。

３　人材の定着

（１）人材定着のため、賃金や職場環境などの処遇改善を図る

≪課題への対応≫

課題１－（１）「福祉人材不足への対応」２－（４）「景気動向への対応」を踏まえ、賃金や職場環境など職員の処遇改善などを通じて、人材の定着を図ります。

≪対応する取組≫

〇国への働きかけ　（健康福祉指導課、高齢者福祉課）

制度の改善や報酬の改定等について、関係者の要望等を踏まえ、必要に応じて国への働きかけを行っていきます。

〇実務者研修代替職員確保事業　（健康福祉指導課）

介護現場に従事する者が、介護福祉士試験の受験要件となる実務者研修を受講する際、事業者に対し従事者の代替職員を確保するための費用を支援します。

〇介護福祉機器等導入助成　（千葉労働局）

介護従事者の雇用管理改善につなげるため介護福祉機器の導入等を行った場合に助成金を支給する職場定着支援助成金の活用を図ります。

〇民間社会（老人、児童）福祉施設職員設置費補助事業

（児童家庭課、高齢者福祉課、障害福祉事業課）

社会（老人、児童）福祉施設職員及び入所者の処遇の向上を図るため、国の定める基準を上回って職員を配置した場合に、当該職員の雇用に伴う経費について補助する民間社会（児童、老人）福祉施設職員設置費補助事業の活用を図ります。

〇千葉県保育士処遇改善事業　（子育て支援課）

私立保育所に勤務する保育士の処遇改善に取り組む市町村に対し補助を行い、保育士の確保・定着を図ります。

〇保育士配置改善事業　（子育て支援課）

国の基準を上回って保育士の配置を行う保育所等に対し、その雇用の経費を助成し、保育士の労働条件の改善を図ります。

〇介護ロボット導入事業　（高齢者福祉課）

介護職員の業務における身体的負担の軽減や業務の効率など、介護環境の改善、働きやすい職場環境の構築を推進することにより、介護従事者の確保及び継続して就労するため、事業者等へ助成します。

（２）介護職員等のスキルアップ及びキャリアパス支援の充実を図る

≪課題への対応≫

課題１－（２）「処遇の改善」を踏まえ、職員のスキルアップやキャリアパス支援を図るための研修を充実させ、人材の定着を図ります。

≪対応する取組≫

〇福祉・介護人材キャリアアップ研修支援事業　（健康福祉指導課）

福祉・介護人材の就労年数や職域階層等に応じた知識や技術等を修得し、スキルアップ等を促進するための研修等を実施する事業者等を支援します。

〇認知症介護実践研修及びユニットケア研修等　（健康福祉指導課）

介護職員の資質向上を図るため認知症介護実践研修、認知症対応型サービス事業管理者研修及びユニットケア研修等を実施します。

〇資質向上を図る研修の実施　（健康福祉指導課、高齢者福祉課）

福祉関係団体等において知識や技術等の資質向上を図る研修等を実施します。

また、福祉ふれあいプラザにおいて、専門的な介護知識に関する研修・技術、指導者養成講座等を開催し、介護専門職の資質の向上を支援します。

〇キャリア形成促進助成　（千葉労働局）

事業主が雇用する労働者に対して、職業訓練などを計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金等を助成する人材開発支援助成金の活用を図ります。

○ＤＶ・児童虐待相談担当職員研修　（児童家庭課）

ＤＶ・児童虐待について、市町村、児童相談所、児童福祉施設等の職員を対象に研修を行うことにより、ケースへの対応技術の向上を図ります。

○基幹的職員研修　（児童家庭課）

児童養護施設等で自立支援計画等の作成及び進行管理、職員の指導等を行う基幹的職員を養成する研修を実施します。

○認知症専門職研修体系構築事業　（高齢者福祉課）

医療、介護、福祉等の各専門職において、認知症の方やその家族を支援するための資質の向上を目的とした研修体系を構築します。

○相談支援従事者等専門コース別研修　（障害福祉事業課）

障害を持つ人やその家族の相談に預かる相談支援従事者、市町村職員等に法定以外のスキルアップ研修などを実施し、相談支援体制の適正な質の確保を図ります。

○強度行動障害のある方の支援者に対する研修事業　（障害福祉事業課）

県内の知的障害者支援施設における強度行動障害のある方に対する支援を適切に実施するため、支援に携わる職員を対象として、専門性の高い講師による実地指導を中心とした研修を実施します。

○介護従事者キャリアアップ事業　（高齢者福祉課）

介護支援専門員や主任介護支援専門員のフォローアップを行い資質の向上及び人材の確保・定着を図るとともにサービスの質の向上を図ります。

○介護支援専門員資質向上事業　（高齢者福祉課）

介護支援専門員として実務に就いた後も継続的に研修の機会を提供し、一貫した体制で専門性を深めることにより介護支援専門員の質の向上を図ります。

〇介護老人保健施設職員等研修　（医療整備課）

介護老人保健施設職員等に看護・介護技術やリハビリテーションなど専門知識を習得する研修を行い、介護老人保健施設のサービスの質の確保・向上を図ります。

〇保育士等キャリアアップ研修　（子育て支援課）

民間保育所の保育士の定着及び保育の質の向上を図るため、一定の経験を積んだ保育士等を対象に、キャリアアップのための研修を実施します。

（３）メンタル面等のサポート体制の構築を図る

≪課題への対応≫

課題１－（２）「処遇の改善」を踏まえ、メンタル面等のサポート体制の充実を図るなど人材の定着を図ります。

≪対応する取組≫

〇メンタルヘルスサポート事業　（健康福祉指導課）

福祉人材センターに相談支援アドバイザーを配置し、就労間もない介護職員等に対し巡回相談を行うとともに、事業者に定着支援のアドバイスを行います。

〇健康づくり制度導入助成　（千葉労働局）

事業主が労働者に対して法定の健康診断以外の健康づくり制度を導入した場合、その経費を助成する職場定着支援助成金中小企業労働環境向上助成金の活用を図ります。

〇エルダー・メンター制度普及啓発事業（健康福祉指導課）

介護職場内での新人職員への指導や育成体制の充実を図るため、職場内での人材育成に関する取組である「エルダー・メンター制度」の普及啓発を行います。

＊「エルダー制度」先輩職員が新入職員に対する教育係となって指導を行う。

＊「メンター制度」新入社員に対し、精神的なサポートを行う専任者を配置する。

４　高齢者の参画

元気な高齢者が介護現場で活躍できる場の構築を図る

≪課題への対応≫

課題２－（１）「高齢化への対応」を踏まえ、高齢者ボランティア等のニーズも考慮し、元気な高齢者が介護現場で活躍できる場の構築など高齢者の参画を促進します。

≪対応する取組≫

○生涯大学校での地域活動の推進　（高齢者福祉課）

生涯大学校における福祉活動等地域活動に関する学習を通じ、卒業後の福祉・介護分野への参加を促進します。また、地域活動へ参加したい卒業生と地域団体をマッチングするコーディネーターを配置し、卒業生の地域活動を支援します。

○高齢者を対象とする介護研修の実施　（高齢者福祉課）

千葉県老人クラブ連合会と県が共催で、老人クラブ会員を対象に、簡単な身体介護や介護知識の研修を実施し、会員が地域の担い手として、介護予防や相互の生活支援活動を行えるよう支援します。

○シルバー人材センター等の活用による施設等就労の促進

（千葉労働局、雇用労働課）

シルバー人材センター等を活用することにより、元気な高齢者が介護の現場等に参加する機会を促進します。また、施設等におけるパートタイマー等により元気な高齢者が介護の現場等で働く機会を促進します。

○高齢者の創業支援　（経営支援課）

起業を目指す高齢者などを支援するため、チャレンジ企業支援センターにおいて、創業に関する様々な課題に対し窓口で相談に応じるとともに、必要に応じて専門家を派遣するなどにより課題の解決を支援します。また、資金面では通常の資金より低利な創業資金を設けています。

５　事業者の経営努力・処遇改善

（１）人材の確保・定着における事業者の経営努力を促進する

≪課題への対応≫

課題１－（２）「処遇の改善」を踏まえ、職員の資質向上や定着、魅力ある職場環境の整備など事業者の経営努力の促進を図ります。

≪対応する取組≫

〇各種助成金等の活用による事業者の人材確保・定着の取組みを促進　（千葉労働局）

キャリアアップ助成金等の助成金を活用するなど、事業者が行う介護職員等の資質の向上と定着、職場環境の処遇改善など人材確保・定着のための取組みを促進します。

（２）事業者が労働環境や財務体質等の改善を行うための経営支援を図る

≪課題への対応≫

課題１－（２）「処遇の改善」を踏まえ、事業者の取組みを支援し、事業者の経営努力や職員の処遇改善を促進します。

≪対応する取組≫

〇地域コーディネーター配置事業　（健康福祉指導課）

福祉・介護の人材確保・定着に係る対策を地域ごとに実施するため、地域コーディネーターを配置し、合同面接会などの事業の円滑な実施に向け調整等を行います。

〇経営相談等による経営支援　（健康福祉指導課、経営支援課）

福祉関係団体等において経営相談等を行うなど、施設経営者に対して経営支援を行います。また、チャレンジ企業支援センターにおいて、経営・金融・労務・法律など、企業経営に関する様々な相談に応じるとともに、必要に応じて専門家を派遣するなどにより経営を支援します。

〇千葉県高齢者福祉施設協会活動促進事業　（高齢者福祉課）

老人福祉施設の地域福祉における中核的拠点化やその健全な発展を図ることを目的として、協会が実施する施設運営指導事業及び研修事業等に対して経費を補助します。

〇グループホーム運営費等補助金　（障害福祉事業課）

障害者総合支援法に基づくグループホーム等の運営の安定及び人材確保に資するため、グループホーム等に対し運営費補助を行います。

第６章　推進体制

本方針に基づき、福祉人材の確保・定着を着実に推進するため、庁内・庁外に設置する次の組織を通じて、課題１－（４）「事業の周知」を踏まえ、周知等を図るとともに、県や各関係団体及び事業者等が連携・協働し、効率的で効果的な事業の推進に取り組んでいきます。

≪各組織の関係≫

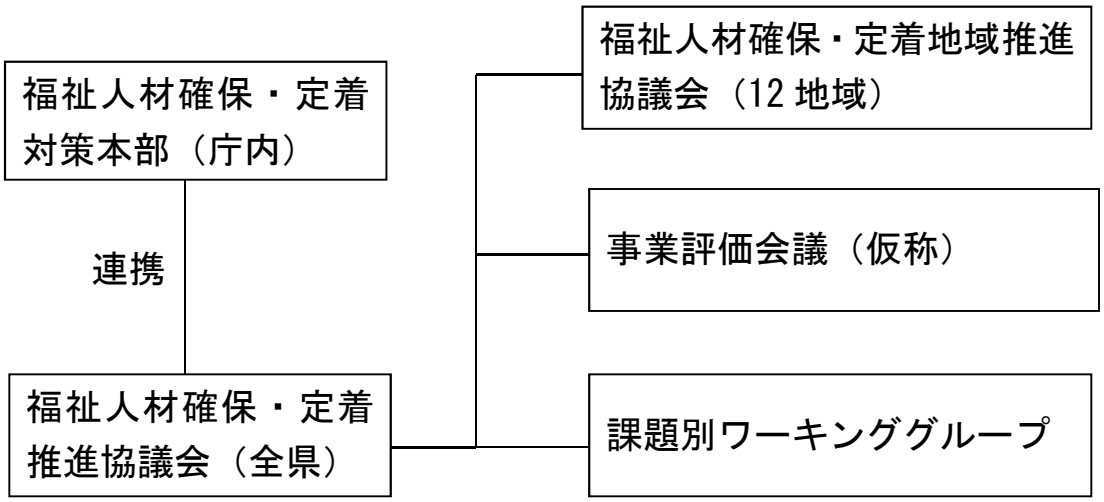

１　千葉県福祉人材確保･定着対策本部（庁内組織　平成２０年９月１日設置）

（１）設置の趣旨

高齢者をはじめ県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現のために、福祉・介護の職場のイメージアップや労働環境を含めた総合的な人材の確保・定着対策を検討・推進する組織です。

（２）対策本部の構成

①本部長　　知事
②副本部長　副知事
③本部員等　健康福祉部長、商工労働部長、教育庁教育振興部長ほか
　　関係課長等１３名

２　千葉県福祉人材確保・定着推進協議会（全県組織）

（１）設置の趣旨

福祉人材確保・定着対策に係る情報交換と対策の検討・実施及び地域における施設・事業所、学校、様々な団体の福祉人材確保・定着に係る取組みの支援を行うものです。

（２）構成団体

社会福祉協議会、知的障害者福祉協会、児童福祉施設協議会、高齢者福祉施設協会、在宅サービス事業者協議会、介護福祉士等養成校連絡協議会、高等学校教育研究会福祉教育部会、ホームヘルパー協議会、千葉公共職業安定所、ジョブカフェちば、商工労働部、教育庁等　　計２５団体

３　事業評価会議（仮称）

事業の進捗や成果等を公表・ＰＲしていくために、事業実施後のアンケートや参加者への追跡調査などにより事業効果を把握し、事業を適切に評価する事業評価会議を福祉人材確保・定着推進協議会内に設置します。

４　課題別ワーキンググループ

施設・事業所などの関係者により個別の課題について意見を交わすワーキンググループを福祉人材確保・定着推進協議会内に設置し、現場の意見等を聴取し、人材確保・定着に向けた取組みを検討していきます。

５　千葉県福祉人材確保・定着地域推進協議会（１２地域）

（１）設置の趣旨

県内一律の事業実施は地域資源の差等により難しいことから、地域の施設・事業所、教育機関、市町村等が地域の実情に応じて事業に取り組むため、県内を１２地域に分け、地域単位の推進組織を福祉人材確保・定着推進協議会内に設置しています。

（２）構成団体

市町村、市町村社会福祉協議会、介護福祉士等養成施設、福祉系大学・高校、高齢者関係施設・事業所、障害者関係施設・事業所、職業安定所等

（３）役　割

・区域内で実施される各種事業・研修等の方針等基本事項の協議
・事業実施主体に対する協力・支援

〇１２地域の区分

地域名	市町村名
千葉地域	千葉市
葛南地域	市川市、船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市
東葛飾地域	松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市
印旛地域	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、 富里市、酒々井町、栄町
香取地域	香取市、神崎町、多古町、東庄町
海匝地域	銚子市、旭市、匝瑳市
山武地域	東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町
長生地域	茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町
夷隅地域	勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町
安房地域	館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町
君津地域	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
市原地域	市原市